

大労基発0417第3号
平成29年4月17日

関係団体 御中

大阪労働局労働基準部長
(契印省略)

石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2.10版] の策定について

建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止の実施について

建築物等の解体等の作業における労働者の石綿ばく露防止措置については、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」といいます。）や厚生労働大臣指針を定め、平成26年4月23日付け基発0423第8号「石綿障害予防規則の改正及び労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の制定について」等によりその適切かつ有効な実施について周知徹底を図ってきたところです。

今般、石綿ばく露防止を一層徹底するため、石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアルを改訂し、その2.10版を厚生労働省ウェブサイトに掲載いたしました。

つきましては、下記に示します改訂の要点とともに、建築物等の解体等の作業を行う関係事業場等への周知を図っていただきますようお願い申し上げます。

記

1 いわゆる建材のレベル分類の趣旨

いわゆるレベルの分類は、あくまで発じん性の1つの目安に過ぎず、作業方法など他の要素により実際の発じんの程度は大きく変わることを明示したこと。（石綿指針2-1-1の項の具体的留意事項1）

建材のレベルにかかわらず、石綿則において様々な措置が義務付けられていることを明示したこと。（同上）

2 建築用仕上塗材に関する記載の追加

建築用仕上塗材の試料採取や、除去等作業時のばく露防止対策に関する技術的事項について示したこと。(石綿指針 2－1－2 の項の具体的留意事項 25 及び 〈事前調査の具体的手順の例〉 6 の(2)、付録Ⅲ、付録 XI ほか)

3 成形板の破碎防止のための記載の充実

成形板については、従前から原則して切断・破碎をしない旨明示してきたが、その実効を期するため、定尺 (0.9×1.8 メートル) 又は長尺 (0.9×2.7 メートル) の成形板について、それを梱包できる大きさのフレキスブルコンテナーパックを使用すべきことを明示したこと。(石綿指針 2－3 の項の具体的留意事項の 1 ほか)

4 中・低層棟建築物等の解体等を行う場合の隔離・負圧に関する記載の追加

中・低層棟建築物等の解体等を行う場合の隔離・負圧に関する記載を追加したこと。(石綿指針 2－2－1 (5) (6) の項の具体的留意事項の 2)

5 その他

事前調査に関する記載の整理・充実を行うなど、所要の改正を行ったこと。
(石綿指針 2－1－2 の項ほか)

【参考】石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアルの掲載ページ

「石綿障害予防規則など関係法令について | 厚生労働省」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyo/ryuijikou/index.html

検索キーワード：「石綿障害予防規則 関係法」

「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく

石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル

[2.10版]

(抜粋)

平成29年3月

厚生労働省

石綿指針

2-3 石綿含有成形板等の除去に係る措置

石綿含有成形板等を除去する作業を行うに当たっては、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

- (1) 大きさから運搬に支障をきたす等やむを得ない場合を除き、破碎等を行わずに除去すること。
- (2) せん孔箇所等への適量の水又は薬液の散布による湿潤化を行うこと。
- (3) 石綿等の粉じんの飛散を防止し、関係者以外の者の入場を制限するため、作業場所の周囲を養生シート等で囲うことが望ましいこと。

具体的留意事項

1. 石綿含有成形板等の除去においては、原則、破碎・切断は行わない。また、除去した石綿含有成形板等の高所からの投下や重機での搔き集めは、破損により飛散する恐れがあるため行わない。

廃材を破碎することなく原形のまま運搬できるよう、十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意する。

《平成24年10月25日 基安化発1025第3号》

成形板の定型の大きさ(1間×2間)のものをそのまま梱包できるよう、図のような1m×2m～3mの大きさのフレコンが市販されているので、これを利用するとよい。



2. 石綿含有成形板が大きい等によりやむを得ず破碎等が必要な場合は、石綿等の粉じんを発散させないよう十分な湿潤化を行うとともに、作業場所の外部に飛散させないための措置を講じる。なお、板表面への事前の散水だけでは、破碎等に伴う破断面からの発じん対策として十分でないので、破断面への散水等の措置を講じながら作業を行う。

また、破碎等に伴い発生した石綿等の粉じんが床面に堆積し、再飛散するおそれがあるので、状況に応じて飛散防止の措置を講じながら作業を行う。

《平成27年11月17日 基安化発1117第2号》

3. 湿潤化は、粉じん飛散の程度に応じて、エアレススプレーヤー等により、石綿含有成形板等の湿潤状況を確認しながら、せん孔箇所等の適切な箇所へ適量散水散布する。作業者の足元が滑りやすく転落したり、除去する成形板等が作業者の手から滑り落ちたりすることのないように、多量の水・薬液による湿潤化は避ける。

4. 石綿含有成形板等の著しい劣化や地震等による破損で、手作業による取り外しが困難な場合

に油圧破碎機や電動丸鋸またはドリル等の機械工具を使用する場合は、十分に散水し、HEPA フィルタ付きの真空掃除機等で粉じんを吸引することが必要である。

5. タッカーで止めているような石綿含有ロックウール吸音天井板（岩綿吸音板）など破碎せざるを得ない場合は、養生等により作業場所周辺への飛散防止措置を講じ、湿潤化をしつつバーナー等で最小限の破碎により取り外していく。
6. 石綿等の粉じんを発生させないことが原則であるが、発生した場合でも作業場所の外部に飛散させないために、また作業関係者以外の者が立入らないようにするために、作業場所の周囲を防炎シート、防音シート、防音パネル等で隙間なく囲う。特に周辺環境に影響を及ぼす恐れの高い場所では、建物等の高さより若干高い位置まで囲うことが望ましい。

7. 石綿含有成形板等を除去する作業に当たって適用される主な石綿障害予防規則の措置を下に例挙する。上記の他、作業に当たってはこれらの措置を遵守し行う必要がある。

《平成 17 年 7 月 28 日 基発第 0728008 号、平成 25 年 1 月 31 日一部改正》

- ①石綿障害予防規則第 3 条の規定に基づく事前調査については、作業を行う建築物等に使用されている建材等の使用箇所（内壁、天井、床、屋根、煙突等）及び種類等を網羅的に把握し、的確に行うこと
- ②石綿が使用されている建築物等の解体等の作業を行うときは、作業計画を定めること（石綿障害予防規則第 4 条）
- ③石綿含有成形板等除去作業については、当該石綿含有成形板等を湿潤な状態のものとすること（石綿障害予防規則第 13 条）
- ④石綿含有成形板等除去作業に労働者を従事させる時は、当該労働者に呼吸用保護具及び作業衣または保護衣を使用されること。また、呼吸用保護具は同時に作業に従事する人数分用意すること（石綿障害予防規則第 14 条及び第 45 条）
- ⑤石綿等を取り扱う作業場には関係者以外の者の立ち入りを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること（石綿障害予防規則第 15 条）
- ⑥石綿作業主任者を選任すること（石綿障害予防規則第 19 条）
- ⑦石綿障害予防規則第 4 条第 1 項各号に掲げる作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に対し特別教育を行うこと（石綿障害予防規則第 27 条）

関係通達・参考図書

- 石綿ばく露防止対策等の推進について（平成 17 年 7 月 28 日 基発第 0728008 号、一部改正：平成 25 年 1 月 31 日 基発 0131 第 8 号）
- 建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について～第 8 回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～（平成 24 年 10 月 25 日 基安化発 1025 第 3 号）
- 石綿含有成形板の除去作業における労働者の石綿ばく露防止措置について（平成 27 年 11 月 17 日 基安化発 1117 第 2 号）